



KPMG Monthly Special Academy

～タイの会計税務法律の基礎講座～

第1回 外国人事業法・付加価値税・源泉税

10月15日 (金) 14:00-15:40 (タイ時間)

Cisco WebEx



三浦 一郎
Audit
Partner



宮田 一宏
Audit
Partner



柴田 智以
Tax
Partner



金澤 学
Tax
Associate Director



横山 大介
Advisory
Associate Director

～タイの会計税務法律の基礎講座～

第1回 外国人事業法・付加価値税・源泉税

本日の予定

時間(タイ時間)	項目	講師
14:00 – 14:05	ご挨拶	横山
14:05 – 14:40	外国人事業法	宮田
14:40 – 14:45	<休憩>	
14:45 – 15:15	付加価値税	柴田
15:15 – 15:35	源泉税	金澤
15:35 – 15:40	まとめ	三浦

講師紹介（外国人事業法）



宮田 一宏

Partner, Audit

米国公認会計士

- 2000年10月に朝日監査法人（現あずさ監査法人）東京事務所入所。
- 日本国内において、主に、ソフトウェアメーカー、総合商社等の会計監査及びデューデリジェンス業務に従事。
- 2009年7月よりKPMGバンコク事務所に赴任。

講師紹介（付加価値税）



柴田 智以

Partner, Tax

日本国税理士（現在未登録）

- 2002年にKPMGピートマーウィック（現KPMG税理士法人）に入社。主にタックスデューデリジェンス、M&A関連の税務アドバイザリー業務に従事。
- KPMG Phoomchai Tax Ltd.（KPMGタイランド）には2011年から2013年まで駐在、その後2015年に転籍して現在に至る。
- 主に日系企業に対してタイの税制・法制度に関するアドバイザリー、現地法人設立や組織再編等の法務・税務手続支援、M&A関連の業務に従事。

講師紹介（源泉税）



金澤 学

Associate Director, Tax

日本国公認会計士（現在未登録）

- 2008年大手税理士法人入所。10年以上にわたり移転価格税務に携わる。
- 主に日系多国籍企業に対するサービスを中心に行っており、移転価格調査、二国間協議、事前確認、移転価格ポリシーの構築および文書化などの多数の移転価格事案に携わる。
- 2021年よりKPMGタイランドの移転価格専門家として実務に従事。

KPMG Thailand 新任紹介



横山 大介

Director, Advisory

公認内部監査人（CIA）、公認情報システム監査人（CISA）

- 2005年にKPMGビジネスアシュアランス株式会社（現KPMGコンサルティング株式会社）に入社。主にリスク管理、内部統制を軸に、ITガバナンス、ITリスクマネジメントや各種法令対応プロジェクトに従事。
- 近年は、名古屋を拠点にグローバル製造業、消費財メーカー、自動車関連企業様のIT、デジタル、内部統制改善などのプロジェクトに従事。また、KPMGグローバルとのハブとして、日系企業様向けの海外での提案、業務提供も多数支援。
- 2021年9月7日、KPMGタイ（KPMG Phoomchai Business Advisory Ltd.）に出向。日系企業様向けコンサルティング業務を担当。



外国人事業法 の基礎

宮田 一宏
Partner, Audit

外国人事業法の基礎

- 1 外国人事業法の概要
- 2 外国人の定義
- 3 外国人事業法の規制事業
- 4 代理・仲介とは？
- 5 小売とは？
- 6 卸売とは？
- 7 サービス取引
- 8 例外的取り扱い

1. 外国人事業法の概要

外国人事業法（Foreign Business Act (“FBA”）の概要

法律の目的	国内産業保護を目的として「外国人」がタイで行ってはならない「規制事業」を規定している。
管轄当局	商務省（Ministry of Commerce）
規定対象者	以下を総称して「外国人」という。 - タイ国籍を有さない個人（外国人） - タイ国内で登記されていない法人（外国法人） - タイ国内で登記された法人で、外資比率が50%以上の法人（外資企業）
規制事業	代表的な規制事業は、以下の2つ。 - タイ国内での販売（仕入・販売取引をいい、輸出は除く） - サービス（賃貸借取引等を含むサービス取引全般） 規制事業を行っているかどうかは - 収益を獲得する側の会社で判定 - 会社が行う個々の取引単位で判定
例外的取り扱い	以下の場合には、外国人事業法の規制対象外として取り扱われる。 - 商務省からForeign Business License (“FBL”)の発行を受ける形で、商務省から個別に認可を受けた事業 - BOIの投資奨励の認可を受けた事業 - IEATに所在する会社がIEATから認可を受けた事業
罰則	違反した場合、以下のいずれか、もしくは両方の罰則が課される。 3年以下の懲役 100万バーツ以下の罰金

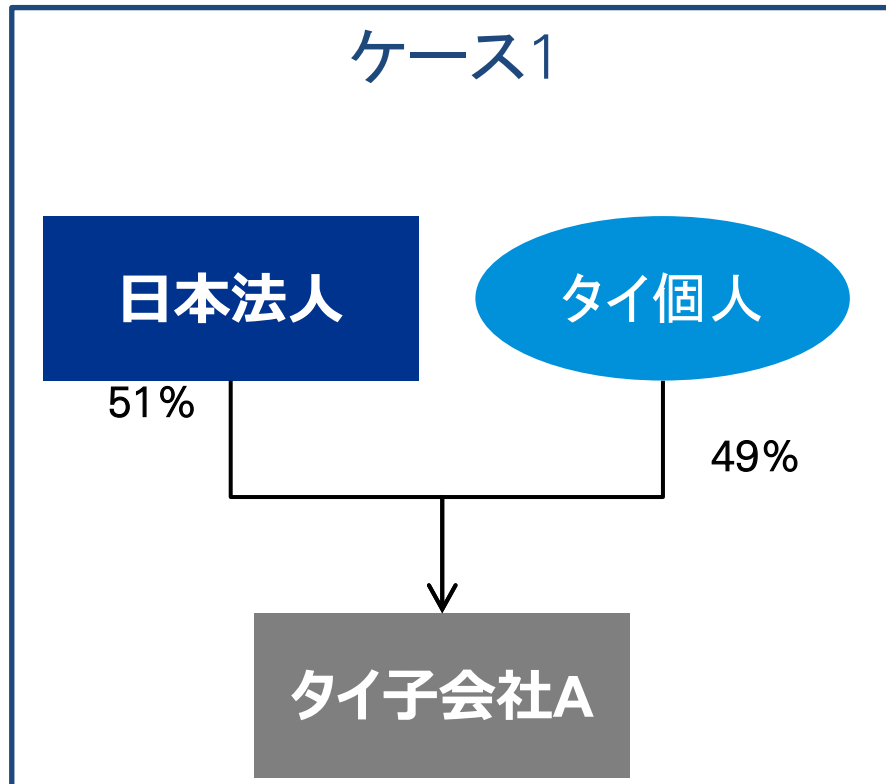
2. 外国人の定義

「外国人」を以下の通り定義する（第4条）

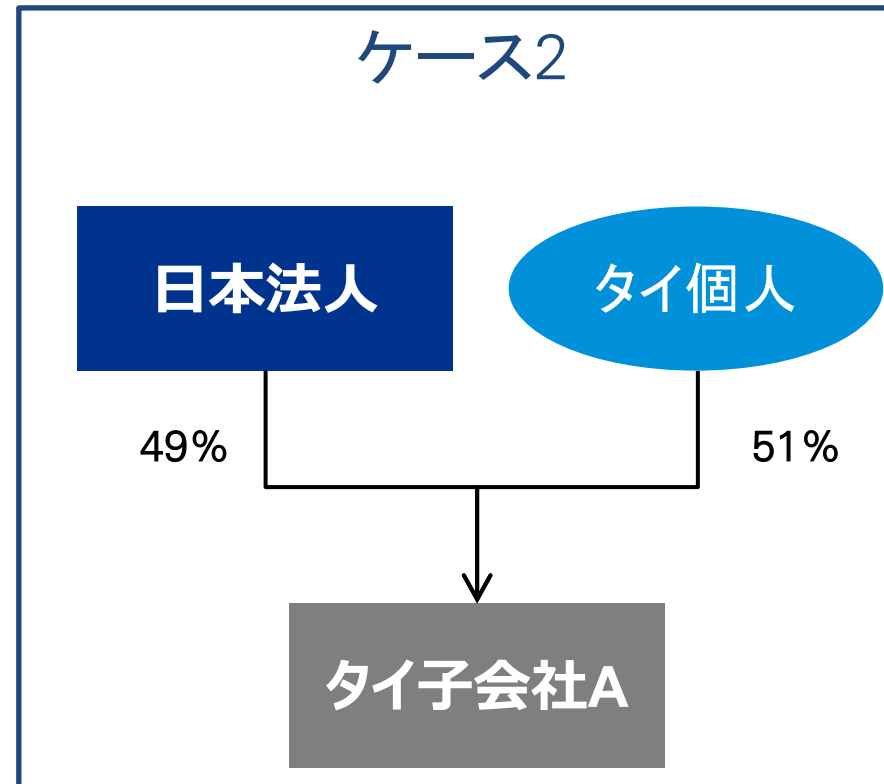
- A. タイ国籍を有さない個人
- B. タイ国内で登記されていない法人
- C. タイ国内で登記された以下の法人
 - a) 上記AまたはB、あるいは上記AまたはBが50%以上を保有する法人が、その資本の50%以上を保有する法人
 - b) パートナーが上記Aであるパートナーシップ
- D. 上記A. B. C.の個人又は法人が、その資本の50%以上を保有するタイ国内で登記された法人

- 外国人の出資比率が50%以上の会社は規制対象。
- 外国人の出資比率が50%未満の会社は規制対象外。
- 従って、外国人の出資比率が49.99...%でも規制対象外となる。
- 土地法では、外国人の出資比率が49%超の会社には土地の保有を認めていないため、外資規制がかからない会社を設立する場合には、外国人の出資比率を49%とするケースが多い。

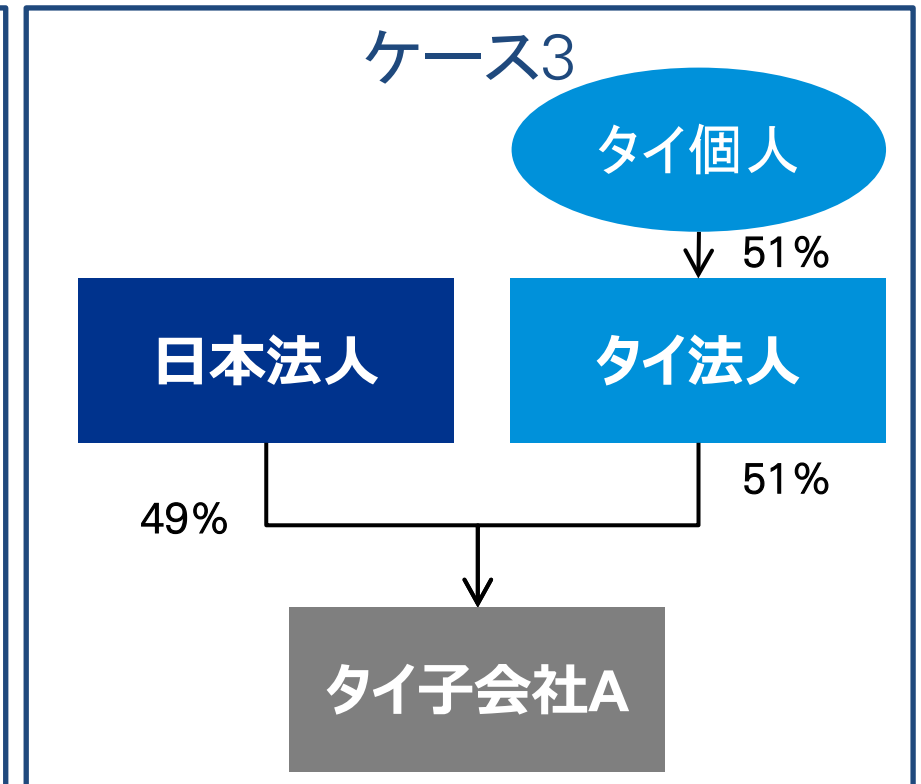
2. 外国人の定義



タイ子会社Aは「外国人」に該当
⇒ 外資規制の対象



タイ子会社Aは「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外



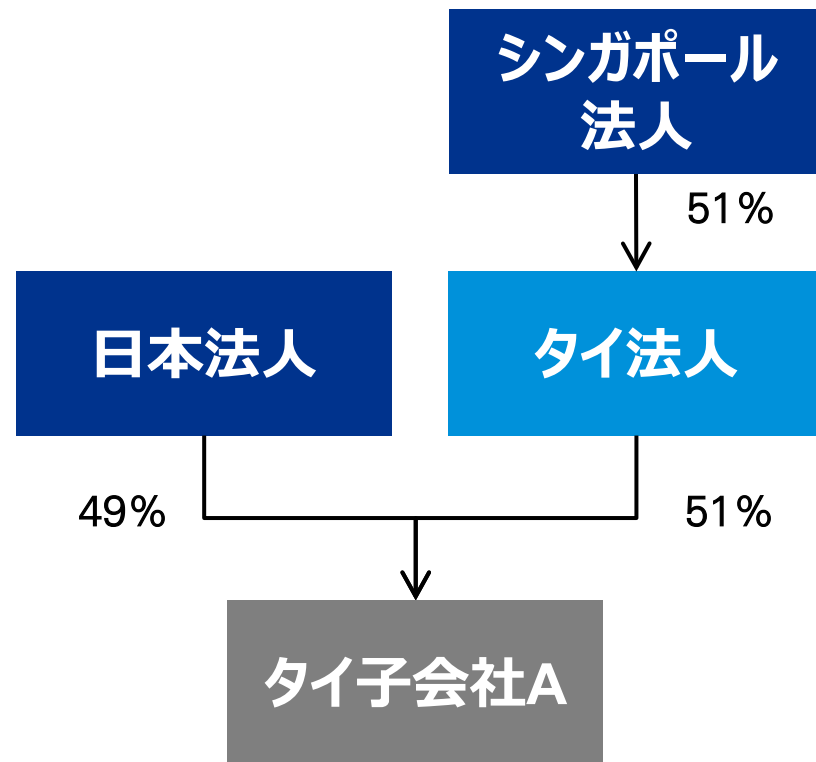
タイ子会社Aは「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

ポイント

- 外国人の出資比率が50%以上かどうかは、その会社の発行済み株式数（優先株式を発行している場合、その優先株式数を含む）をもとに判定。
- その会社の株式を直接保有する株主構成で判定し、間接所有を含めた実質持分までは考慮しない。

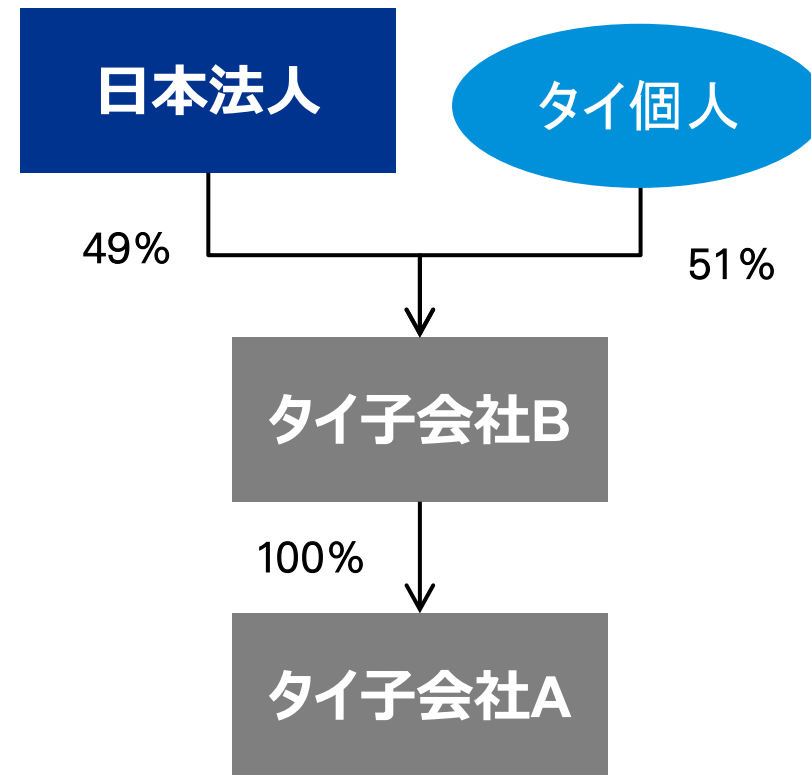
2. 外国人の定義

ケース4



タイ子会社Aは「外国人」に該当
⇒ 外資規制の対象

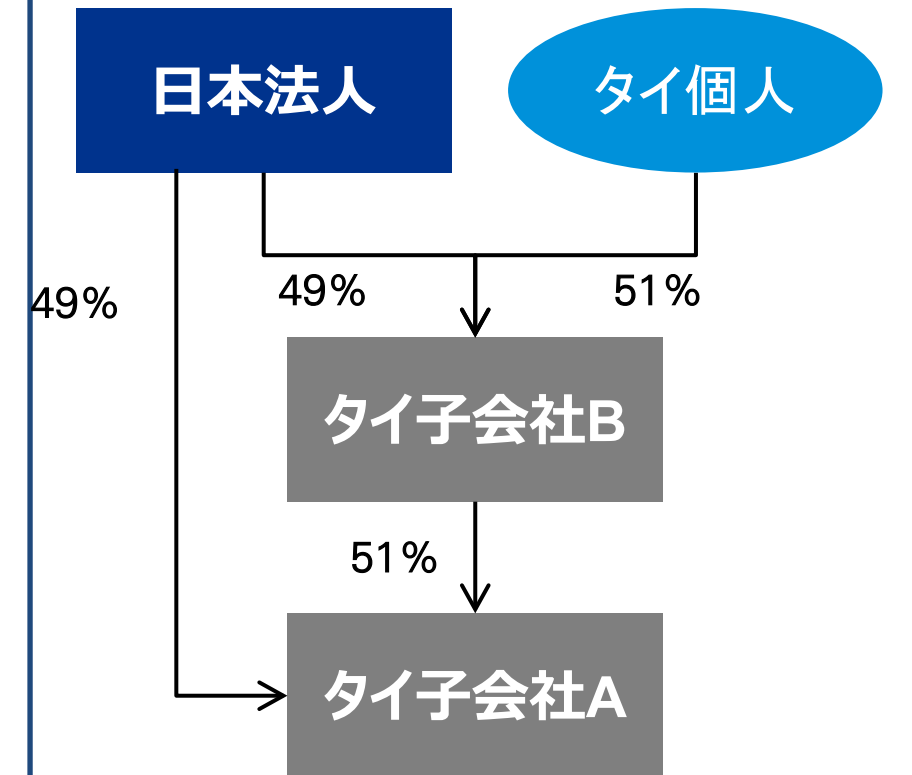
ケース5



タイ子会社Bは「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

タイ子会社Aも「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

ケース6



タイ子会社Bは「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

タイ子会社Aも「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

3. 外国人事業法の規制事業

第1種 規制事業： 特別の理由により外国人が営むことのできない事業

- (1) 新聞の出版事業、放送通信またはテレビ（放送）事業
- (2) 米作、（耕地）耕作、果樹園の農作（農業）
- (3) 動物等の飼養
- (4) 自然（天然）森林からの（採木）林業および木材加工（木工）
- (5) 漁業、特に、タイ国領（領海）およびタイ国経済域内での水生動物の捕獲
- (6) 医療用に使われる植物類の抽出
- (7) 古物品または国家の歴史的価値を有するものに関する取引及び競売
- (8) 仏像製造または鋳造、托鉢（用の）鉢の製造
- (9) 不動産（土地）取引

第1種に規定される事業は、外国人には一切認められない

3. 外国人事業法の規制事業

第2種 規制事業： 国家の安全保障又は伝統芸術・天然資源・環境に影響を与える事業

(1) 国家の安全保障（国防）または治安（維持）に関係/関連する事業

1) 次の製造、廃棄、保守（修理）

- a) 武器（火薬）、兵器、火薬、爆発物
- b) 武器（火薬）、兵器、火薬、および爆発物の部品
- c) 軍備品、軍船、軍用機または軍用車輛
- d) あらゆる種類の戦略装置の付属品や部品

2) 国内航空事業を含む、国内陸運、水運あるいは空輸

(2) 文化芸術、伝統様式（文化）、（庶民）工芸に影響を及ぼす事業

- 1) タイの美術品または民芸品である骨董品の売買
- 2) 木彫（彫刻）品の製造
- 3) 養蚕、タイシルク生産、タイシルク織製、タイシルクの捺染プリント
- 4) タイ楽器の製造
- 5) 金、銀、二エロ（黒金）、青銅、漆加工製品の製造
- 6) タイ（伝統）文化的芸術品の陶磁器あるいは土器の製造

(3) 天然資源&環境に影響を及ぼすビジネス（事業）

- 1) 甘蔗からの、砂糖の生産（製糖）
- 2) 風化（塩田）製塩を含む製塩
- 3) 岩塩製塩
- 4) 発破（発破採掘）または（碎石）採石を含む、採鉱
- 5) 家具製造のための木材加工（木工）および木彫

第2種に規定される事業は、内閣の承認のもと、大臣から許可を得た場合には、外国人も従事することが認められる

3. 外国人事業法の規制事業

第3種規制事業： 外国企業に比較して国内産業の競争力が未だ弱いとみなされる事業

規制事業		備考
(1)	精米・製粉	-
(2)	養魚	-
(3)	植林	-
(4)	合板製造	-
(5)	石灰製造	-
(6)	会計サービス	-
(7)	法律サービス	-
(8)	建築サービス	-
(9)	エンジニアリング	-
(10)	建設	資本金が5億バーツ以上の会社が行う、特別な機械や技術や建設の専門知識を必要とする公共事業や公共輸送のための基礎的な建設サービスを除く
(11)	代理・仲介	以下のものを除く (a) 商品・金融商品・有価証券の先物取引にかかる代理・仲介 (b) 関係会社が行う製造やサービス提供に必要とされる製品の販売やサービスの代理・仲介 (c) 資本金が1億バーツ以上の会社が行う、国内製造品や輸入品の海外市場や国内市場への販売を目的とした国際代理・仲介
(12)	競売	-

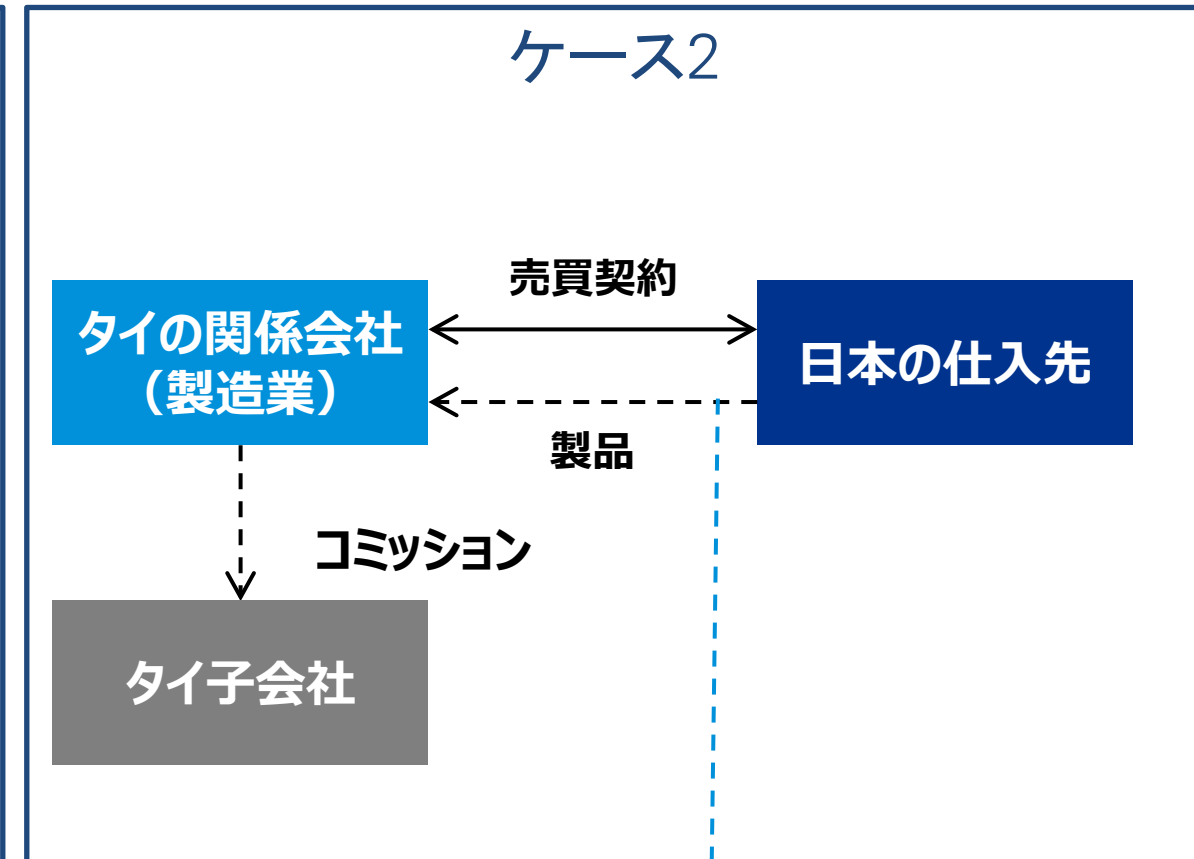
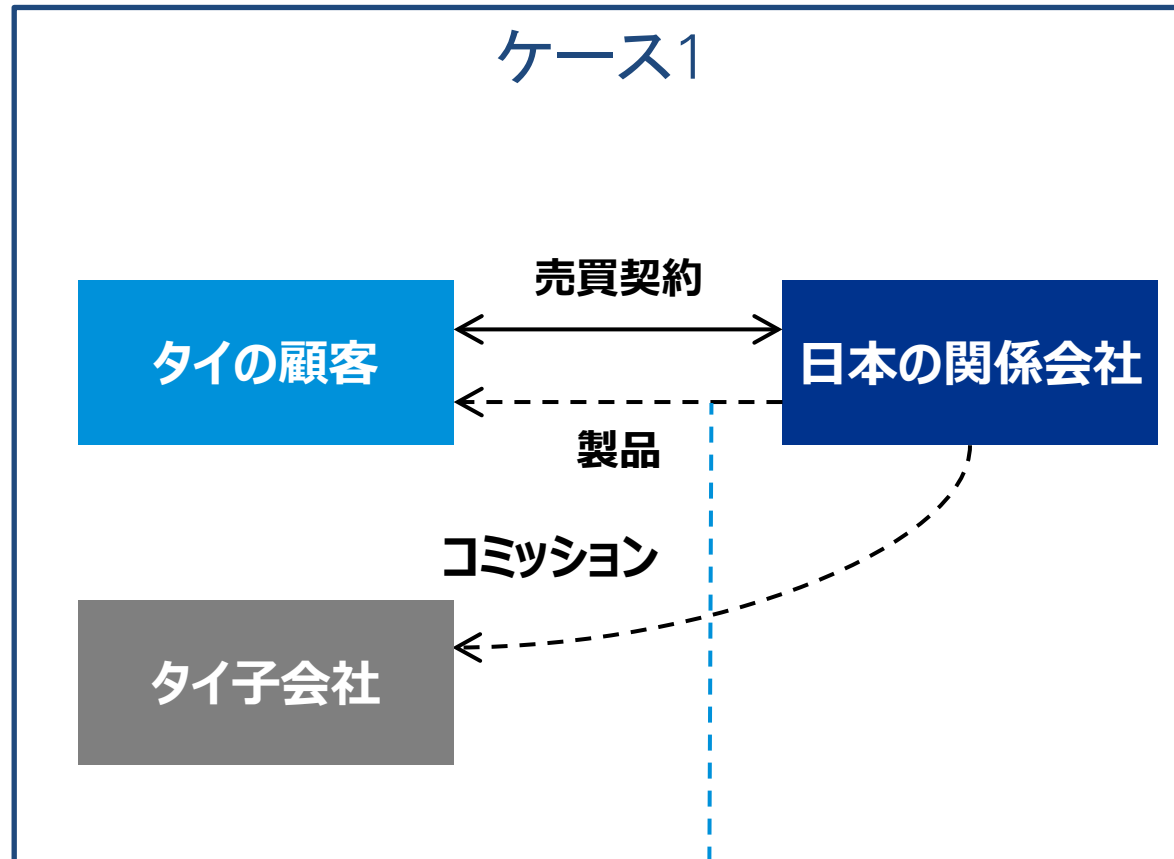
3. 外国人事業法の規制事業

第3種規制事業： 外国企業に比較して国内産業の競争力が未だ弱いとみなされる事業

規制事業		備考
(13)	国内農産物の国内取引	-
(14)	小売	以下の資本金を有する会社を除く (a) タイ国内の5つ以内の店舗で小売を行う場合：1億バーツ以上の資本金 (b) タイ国内の6つ以上の店舗で小売を行う場合：1億バーツ+2千万バーツ x (小売を行う店舗数 - 5) 以上の資本金
(15)	卸売	「1億バーツ x 卸売を行う店舗数」以上の資本金を有する会社を除く
(16)	広告	-
(17)	ホテル	-
(18)	ツアーガイド	-
(19)	飲食	-
(20)	種苗・育種	-
(21)	その他のサービス	上記(1)～(20)までに掲げるもの以外のサービス

第3種に規定される事業は、外国人事業委員会の承認により事業開発局長から許可を得た場合（Foreign Business License “FBL”の発行を受けた場合）は、外国人も従事することが認められる

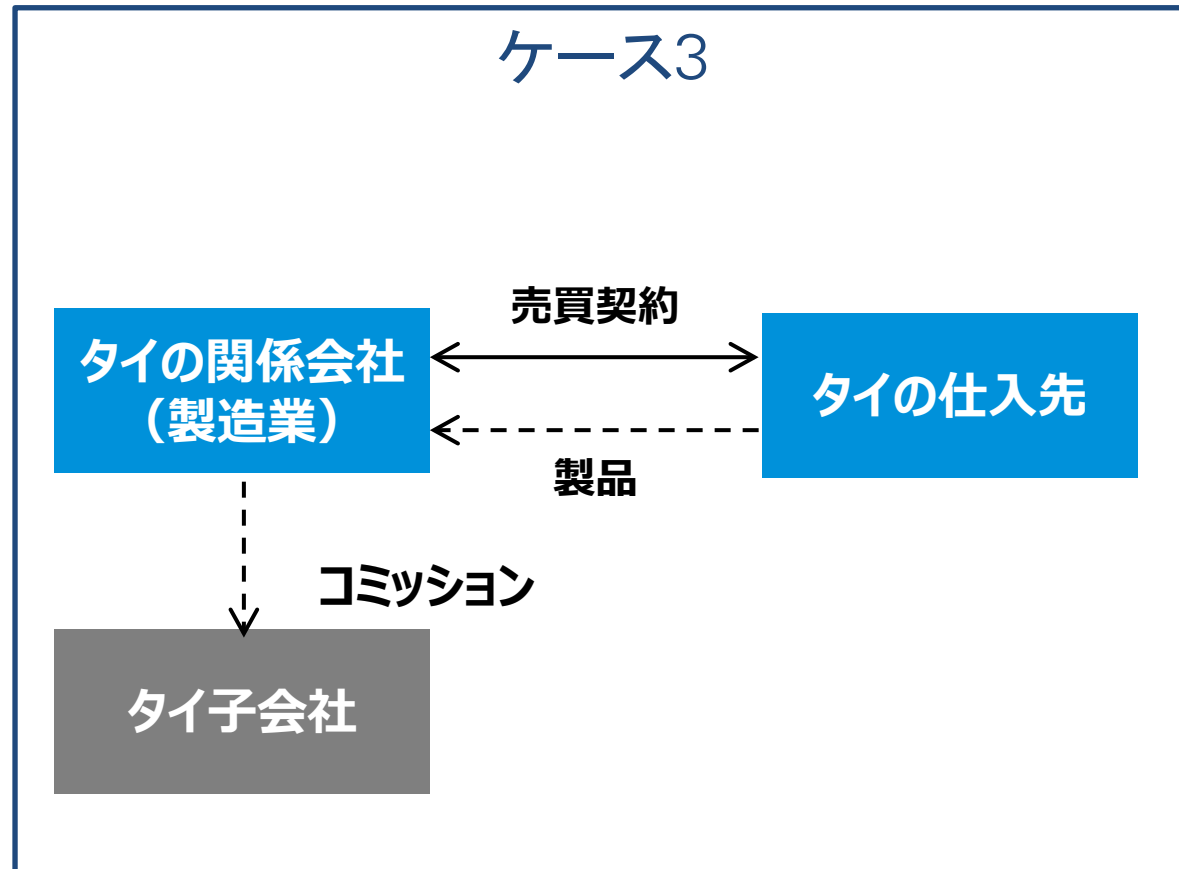
4. 代理・仲介とは？



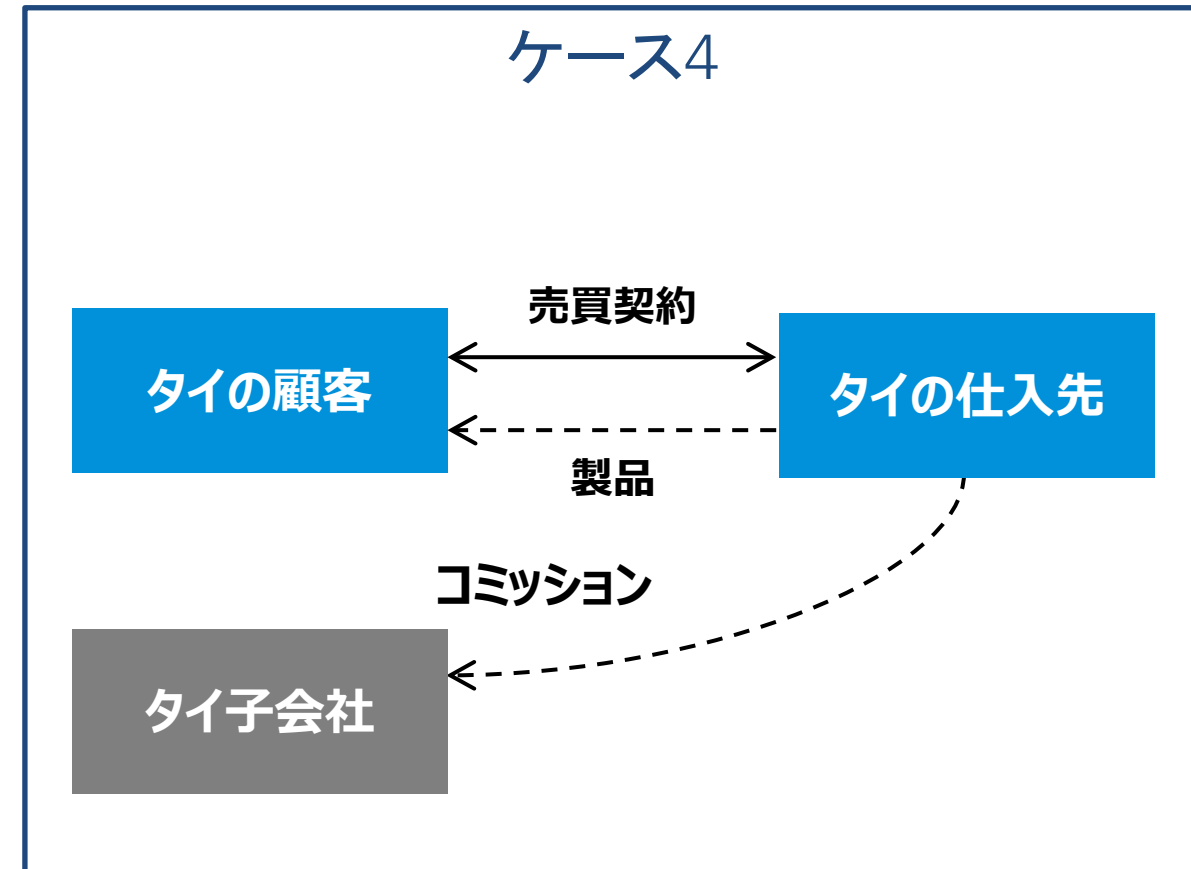
国際仲介・代理業として、1億バーツ以上の
資本金がある場合には外資規制の対象外

関係会社の製造に必要な製品（部品・原材料等）の販
売の仲介・代理業として、外資規制の対象外

4. 代理・仲介とは？

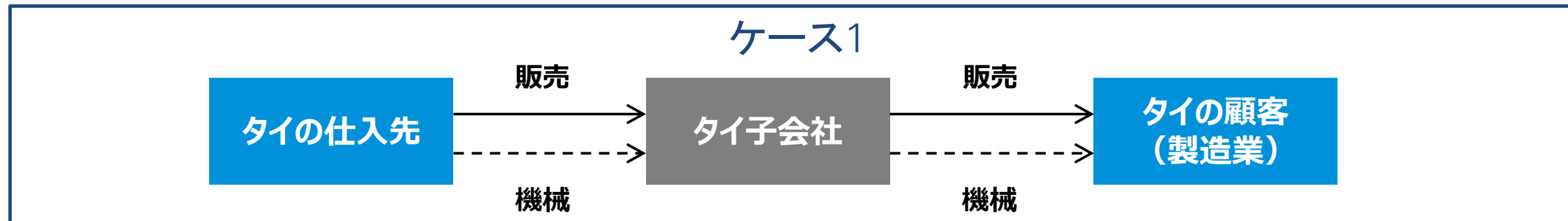


関係会社の製造に必要な製品（部品・原材料等）の販売の仲介・代理業として、外資規制の対象外

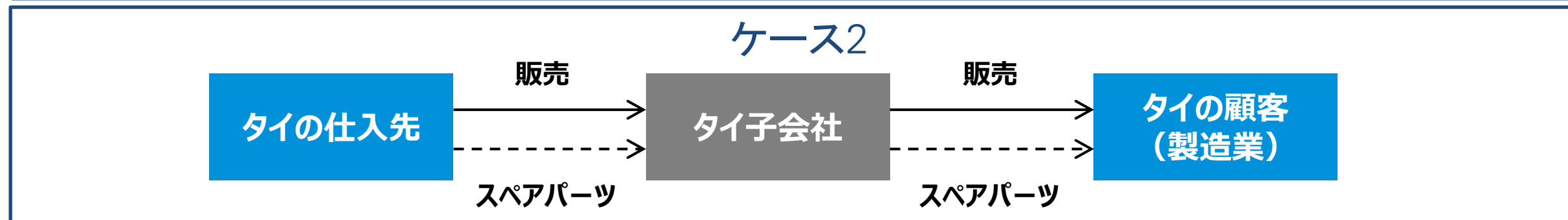


除外規定には該当しないため、外資企業（外国人）には認められない取引

5. 小売とは？

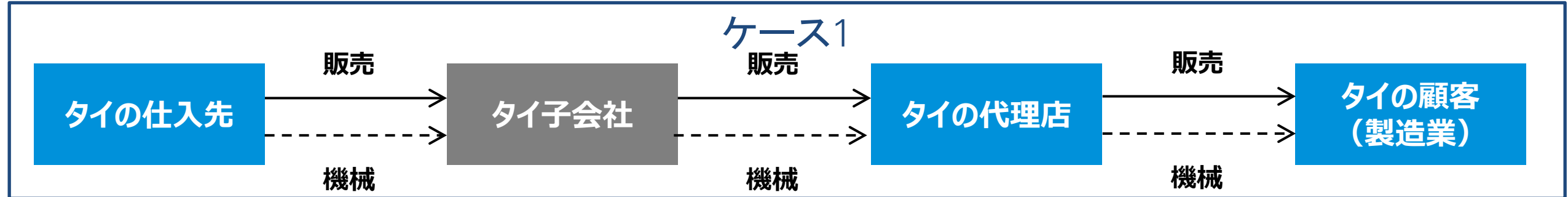


- 販売品が販売先で最終消費される取引は、小売に該当
- タイ子会社が機械を購入して、その機械を顧客に販売する取引は、その顧客の工場での機械が使用される（最終消費される）ことから、小売に該当
- 資本金が1億バーツ以上ある場合には外資規制の対象外

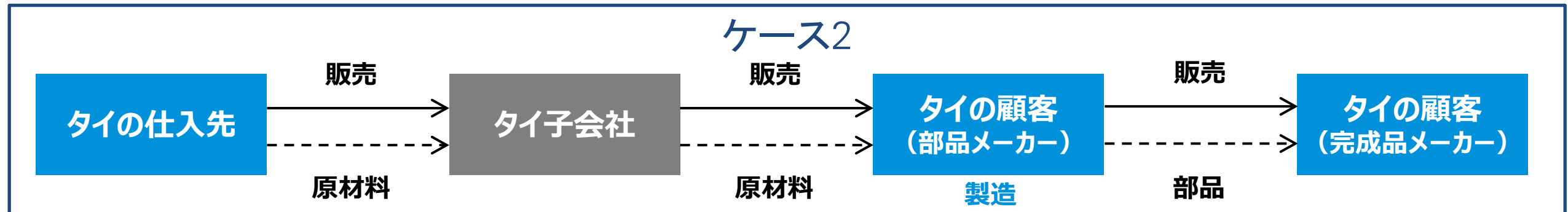


- 販売品が販売先で最終消費される取引は、小売に該当
- タイ子会社が機械のスペアパーツを購入して、そのスペアパーツを顧客に販売する取引は、その顧客の工場でのスペアパーツが使用される（最終消費される）ことから、小売に該当
- 資本金が1億バーツ以上ある場合には外資規制の対象外

6. 卸売とは？



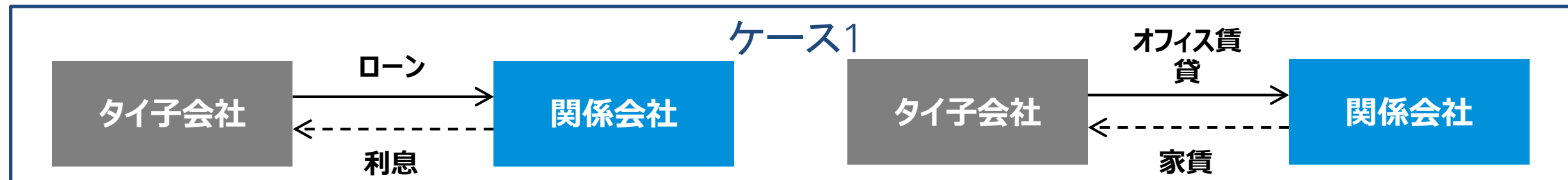
- 販売品が販売先で最終消費される取引は小売に該当、そうでない取引は卸売に該当
- タイ子会社が機械を購入して、その機械を代理店に販売する取引は、その販売先の代理店でその機械が使用される（最終消費される）わけではないことから、卸売に該当
- 資本金が1億バーツ以上ある場合には外資規制の対象外



- 販売品が販売先で最終消費される取引は小売に該当、そうでない取引は卸売に該当
- タイ子会社が原材料を購入して、その原材料を部品メーカーに販売する取引は、その販売先の部品メーカーでその原材料をもとに部品を製造し、さらにその部品（原材料の形が変わったもの）が完成品メーカーに販売される（販売品が販売先で最終消費されるわけではない）ことから、卸売に該当
- 資本金が1億バーツ以上ある場合には外資規制の対象外

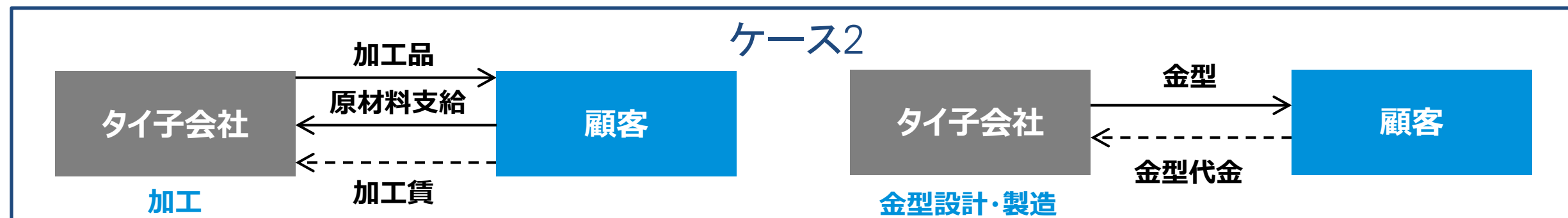
7. サービス取引

(1) 賃貸借取引



- 金銭の貸付、オフィスの賃貸、機械のリース等の賃貸借取引もサービス取引に該当
- 原則として外資企業（外国人）には認められないが、商務省からFBLの発行を受けたり、BOIから投資奨励を受けた場合には、例外的に認められる
- 2019年6月25日の外国人事業法の改定により、グループ会社への貸付、オフィス賃貸等一部サービスはFBLの取得が不要となった。（グループ会社の定義等は後述）

(2) 請負取引



- 自社で製造した製品を販売する取引（製造業）は、外資規制の対象外
- 一方、顧客の特別な注文に応じた加工や特別品の製造は、上記の製造業には該当せず、請負取引（サービス取引）として取り扱われる
- 原則として外資企業（外国人）には認められないが、商務省からFBLの発行を受けたり、BOIから投資奨励を受けた場合には、例外的に認められる

7. サービス取引

2019年6月25日の外国人事業法が一部改正され、外資企業が一部のグループ会社向けのサービス提供に外国人事業ライセンスの取得が不要となった。

緩和される事となったグループ会社向けサービス	
1	タイ国内の金銭貸付(通貨の制約なし)
2	オフィススペースの賃貸(水道光熱費を含む)
3	マネージメント、マーケティング、人事、ITに関するコンサルティングサービス

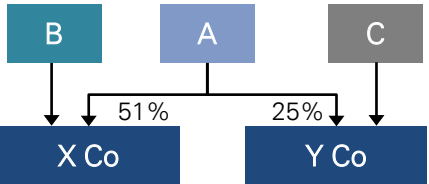
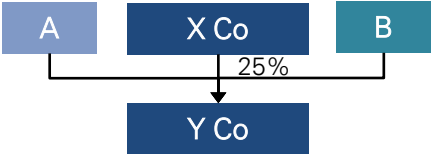
本省令の対象となるグループ会社は、以下に限定される。

1. 一方の法人の過半数の株主が、他方の法人の株主の過半数である関係
2. 一方の法人の25%以上の株式を保有する株主が、他方の法人の25%以上の株式を保有する関係
3. 一方の法人が、他方の法人の25%以上の株式を保有する関係
4. 一方の法人の経営権を有する取締役の過半数が、他方の法人の経営権を有する取締役の過半数を占める関係

7. サービス取引

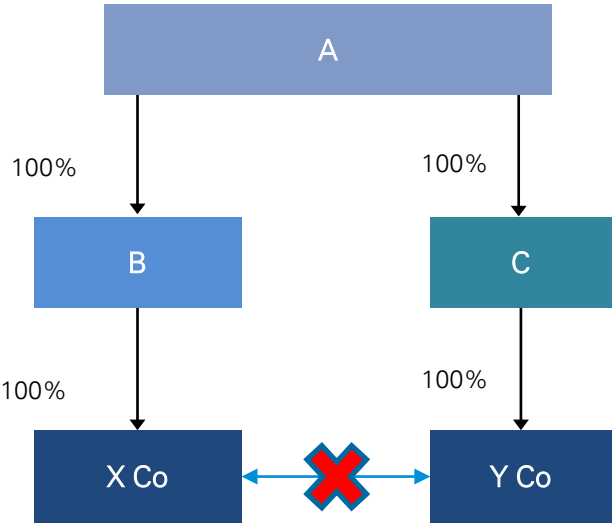
外資規制法の一部緩和

本省令の対象となるグループ会社の例は、以下の通り。

区分		例
1	一方の法人の過半数の株主が、他方の法人の株主の過半数である関係	
2	一方の法人の25%以上の株式を保有する株主が、他方の法人の25%以上の株式を保有する関係	
3	一方の法人が、他方の法人の25%以上の株式を保有する関係	
4	一方の法人の経営権を有する取締役の過半数が、他方の法人の経営権を有する取締役の過半数を占める関係	

※本省令が緩和の対象としているグループ会社とは、直接25%以上保有している株主が同一、もしくは、取締役の過半数が同一の関係を言う。

(例) 以下の会社XとYは本省令では、グループ会社と認められない。



8. 例外的取り扱い

(1) 外国人事業法上の例外

第3種規制事業		備考
(10)	建設	<u>資本金が5億バーツ以上</u> の会社が行う、特別な機械や技術や建設の専門知識を必要とする公共事業や公共輸送のための基礎的な建設サービスを除く
(11)	代理・仲介	以下のものを除く (a)商品・金融商品・有価証券の先物取引にかかる代理・仲介 (b)関係会社が行う製造やサービス提供に必要とされる製品の販売やサービスの代理・仲介 (c) <u>資本金が1億バーツ以上</u> の会社が行う、国内製造品や輸入品の海外市場や国内市場への販売を目的とした国際代理・仲介
(14)	小売	以下の資本金を有する会社を除く (a) タイ国内の5つ以内の店舗で小売を行う場合： <u>1億バーツ以上の資本金</u> (b) タイ国内の6つ以上の店舗で小売を行う場合： <u>1億バーツ+2千万バーツ x (小売を行う店舗数 - 5) 以上の資本金</u>
(15)	卸売	<u>「1億バーツ x 卸売を行う店舗数」以上の資本金</u> を有する会社を除く

上記の「資本金」は登録資本金、それとも払込資本金？

- 2010年2月に公表された国家評議会の解釈によれば、「払込資本金」にて判定する。
- その払込資本金は、右の図のように、他の法律や規制で要求される資本金とは別に要求される。

会社に必要とされる
資本金

BOIの投資奨励事業 に必要な資本金
FBL に必要な資本金
「小売」の資本金 1億バーツ
「卸売」の資本金 1億バーツ

8. 例外的取り扱い

(2) BOIの投資奨励の例示

	TISO (Trade and Investment Support Office)	IBC (International Business Center)	IPO (International Procurement Office)
対象事業	1. 関係会社へのモニタリングサービス(事務所や工場の賃貸を含む) 2. 事業の運営に関するアドバイス(株式や外国為替の売買に関するものを除く) 3. 商品調達に関する情報提供サービス 4. エンジニアリング/技術サービス(建築・土木に関するものを除く) 5. 自社及び自社グループの製品（機械及び器具）についての以下の業務 - 卸売のための輸入 - レーニング - 据付・メンテナンス・修理 - 計測器校正 6. 国内製造品(完成品を除く)の卸売 7. 通信ネットワークを通じた国際的なビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス	関係会社（直接又は間接に25%以上の資本関係を有する会社）に対する以下のサービス 1. 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション 2. 製品の研究開発 3. 商品等の調達サポート 4. 技術サポート 5. マーケティング及び販売促進 6. 財務アドバイザー 7. 人事管理、トレーニング 8. 財務アドバイザー 9. 経済・投資分析、調査 10. トレジャリーセンター業務（タイ中央銀行からトレジャリーセンターの認可を得る必要あり） 11. 国際調達・販売（1～10のサービスに関連して行われるもの） 12. その他歳入局長官が認めるサービス	製造業用の原材料、部品、コンポーネントの輸入、輸出、国内卸取引
要件	・ TISOの事業について、毎年1千万バーツ以上の販売費及び一般管理費の使用	・ 10百万バーツ以上の払込み資本金 ・ 1ヶ国以上の海外の関係会社又はその支店に対してサービスを提供すること ・ IBCの業務にフルタイムで従事する知識・技術を有する従業員が10名以上であること（トレジャリーセンター業務のみを行う場合は5名以上であること） ・ 直近の監査済み財務諸表上の総負債が純資産の3倍を超えていないこと ・ 1百万バーツ以上の投資（IBCの事業に使用する新規固定資産の取得）（IHQから切替申請の場合は不要） ・ 原則として投資奨励書の発行日から3年以内に申請したとおりの事業を開始	・ 10百万バーツ以上の払込み資本金 ・ 工業用の原材料、部品、半製品の調達・販売事業であること自社倉庫または外部レンタル倉庫を有し、ITシステムによって在庫管理を行うこと ・ 品質管理、梱包等の物品調達及び物品の管理のための活動を行うこと ・ 少なくともタイ国内を含む複数の物品調達先を有すること ・ タイ国内の卸売及び輸出を行うこと



付加価値税の 基礎

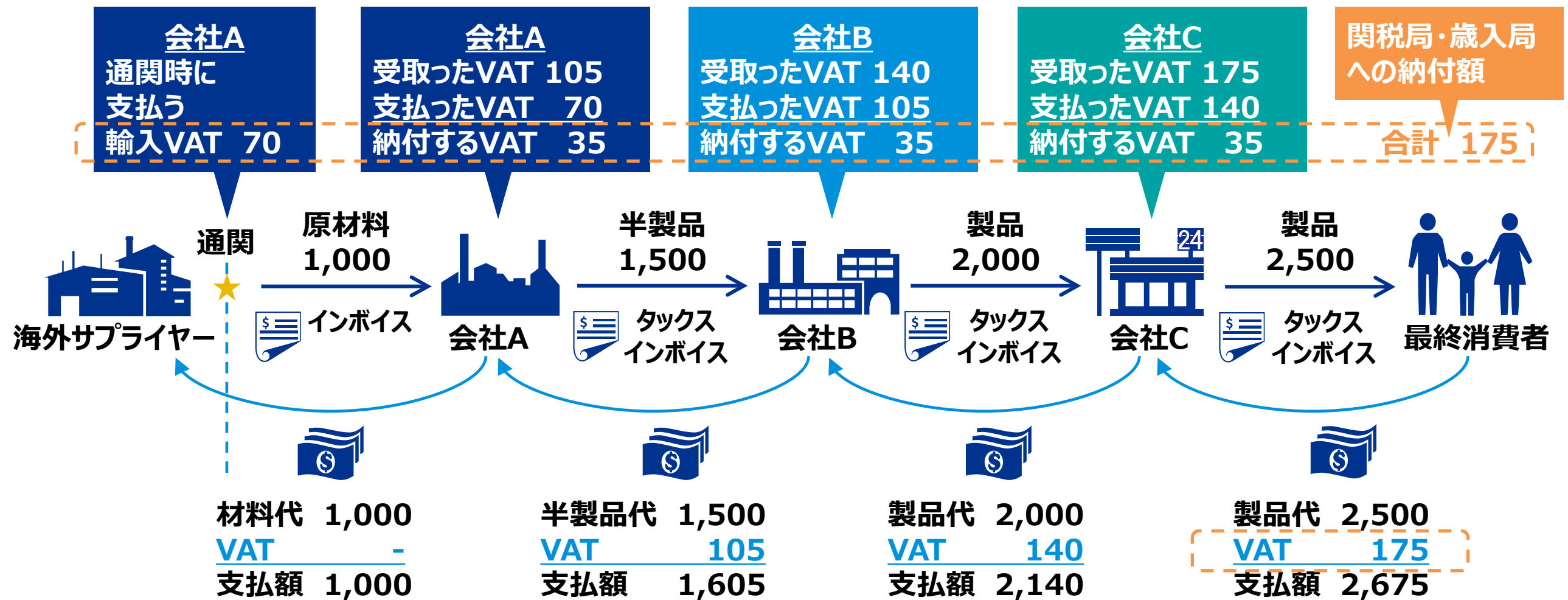
柴田 智以
Partner, Tax

付加価値税の基礎

- 1 付加価値税の仕組み**
- 2 付加価値税の課税対象取引**
- 3 付加価値税の計算**
- 4 タックスインボイス**
- 5 付加価値税の還付**
- 6 税務調査なしに還付を受け取る方法**

1. 付加価値税の仕組み

VATの納税義務者	タイ国内で物品の販売やサービス提供を行う事業者
VATの負担者	最終消費者（個人）



1. 付加価値税の仕組み

基本原則	• 年間180万バーツを超えるVATの課税対象となる売上がある事業者は、歳入局にVAT登録事業者として登録が必要 →VATの納税義務者としての義務を負う • 顧客から預かったVAT（売上VAT）から支払ったVAT（仕入VAT）の差額を歳入局に納付するため、事業者には税コストは生じない
納税義務者としてのコンプライアンス	• ただし、VATの納税義務者としてのコンプライアンス違反等があった場合には、事業者に対してペナルティや延滞税が課される • タイではタックスインボイス制度が採られており、特にタックスインボイスに関して事業者には厳格な運用が要求される • タックスインボイスの記載要件 • タックスインボイスの発行のタイミング • タックスインボイスのデビットノート・クレジットノートの発行要件 など • このほか、一定の費用にかかるVATは、仕入VATの控除が認められないため、その分が事業者の税コストになる • タックスインボイスの記載に不備がある費用の仕入VAT • 交際費、乗用車の購入代金やリース料金に係る仕入VAT など

1. 付加価値税の仕組み

VATの申告	• VATの申告は毎月必要 • その月のタックスインボイスに記載された売上VATと仕入VATの差額について、翌月の15日までにVAT申告書（Phor.Por.30）の提出と納付が必要 • 海外事業者からタイ国内で使用・消費されるサービスの提供を受けた場合には、そのサービス代金を支払った月の翌月の7日までにVAT申告書（Phor.Por.36）の提出と納付が必要																	
ペナルティ・延滞税	• VATのペナルティと延滞税は、以下のとおり <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>料率</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">ペナルティ</td><td>過少申告</td><td>最大100%（追徴税額と同額）</td><td rowspan="2">交渉により減額される場合もある</td></tr><tr><td>タックスインボイスの不正発行 タックスインボイスの発行もれ</td><td>最大200%（追徴税額の2倍）</td></tr><tr><td>延滞税</td><td>納付遅延</td><td>月 1.5%（追徴税額が上限）</td><td>減額されない</td></tr></table>				区分		料率	備考	ペナルティ	過少申告	最大100%（追徴税額と同額）	交渉により減額される場合もある	タックスインボイスの不正発行 タックスインボイスの発行もれ	最大200%（追徴税額の2倍）	延滞税	納付遅延	月 1.5%（追徴税額が上限）	減額されない
区分		料率	備考															
ペナルティ	過少申告	最大100%（追徴税額と同額）	交渉により減額される場合もある															
	タックスインボイスの不正発行 タックスインボイスの発行もれ	最大200%（追徴税額の2倍）																
延滞税	納付遅延	月 1.5%（追徴税額が上限）	減額されない															

2. 付加価値税の課税対象取引

	取引区分	取引例	対応する仕入VAT
VATの課税対象取引	普通税率（現行7%）課税取引	- タイ国内での物品の販売 - タイ国内でのサービスの提供 - 海外からの物品の輸入 - 海外事業者からのタイ国内で使用・消費されるサービス	控除可
	ゼロ税率（0%）課税取引	- 物品の輸出 - タイ国内で提供する海外で使用・消費されるサービス	
VATの課税対象とならない取引	非課税取引	- 農産物、動物、肥料、飼料等の販売 - 新聞、定期刊行物、教科書の販売 - 不動産の貸付 など	控除不可
	特定事業税の課税対象取引	- 不動産の販売 - 銀行業、ファイナンス業、証券業 - 銀行類似業務（金銭貸付、債務保証等） など	
	国外の取引	- 三国間貿易取引（物品がタイに入らない取引） - フリーゾーン内・保税倉庫間の物品の売買 - 海外で提供し、海外で使用・消費されるサービス	

3. 付加価値税の計算

① 売上VATの計算

VATの課税対象取引

タイ国内で販売した物品およびタイ国内でのサービス提供による代金

自社が発行したタックスインボイス上のVATの金額

+

市場価格と無償・低廉による物品販売・サービス提供の代金との差額

+

+

廃棄を証明できない棚卸資産の減失（実際残高と帳簿の棚卸差額）

X 7%相当額 = 売上VAT

物品の輸出販売代金（輸出通関書類の保存必要）

輸出が立証できる限りにおいて x 0%で計算

タイ国内で提供する海外で使用・消費されるサービス

3. 付加価値税の計算

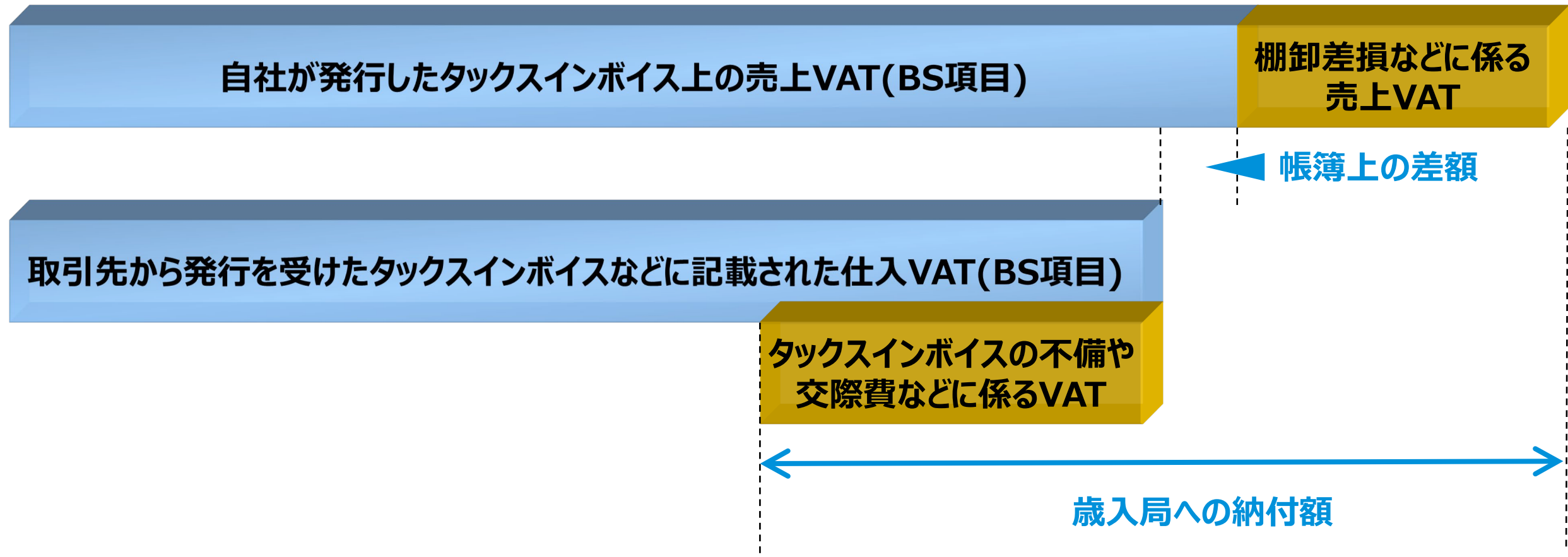
② 仕入VATの計算

VATの課税対象取引		
	タイ国内で購入した物品およびサービスの代金	取引先から発行を受けたタックスインボイス上のVATの金額
	海外から輸入した物品の代金	物品の通関時に税関が発行した領収書上のVATの金額
	海外事業者からのタイ国内で使用・消費されるサービスの代金	Phor.Por 36のフォームによって納付したVATの金額
—	タックスインボイスの発行がない又は記載に不備がある費用の代金	— X 7%相当額 = 仕入VAT
—	交際費、乗用車の購入代金・リース料金、VATの課税対象とならない売上のために支出した費用の代金など	

3. 付加価値税の計算

③ VATの納税額

基本的に顧客から預かったVAT（売上VAT）から支払ったVAT（仕入VAT）の差額を歳入局に納付するため、事業者には税コストは生じないが、以下のオレンジ部分が納税者の税コストになる



4. タックスインボイス

① タックスインボイスの記載要件

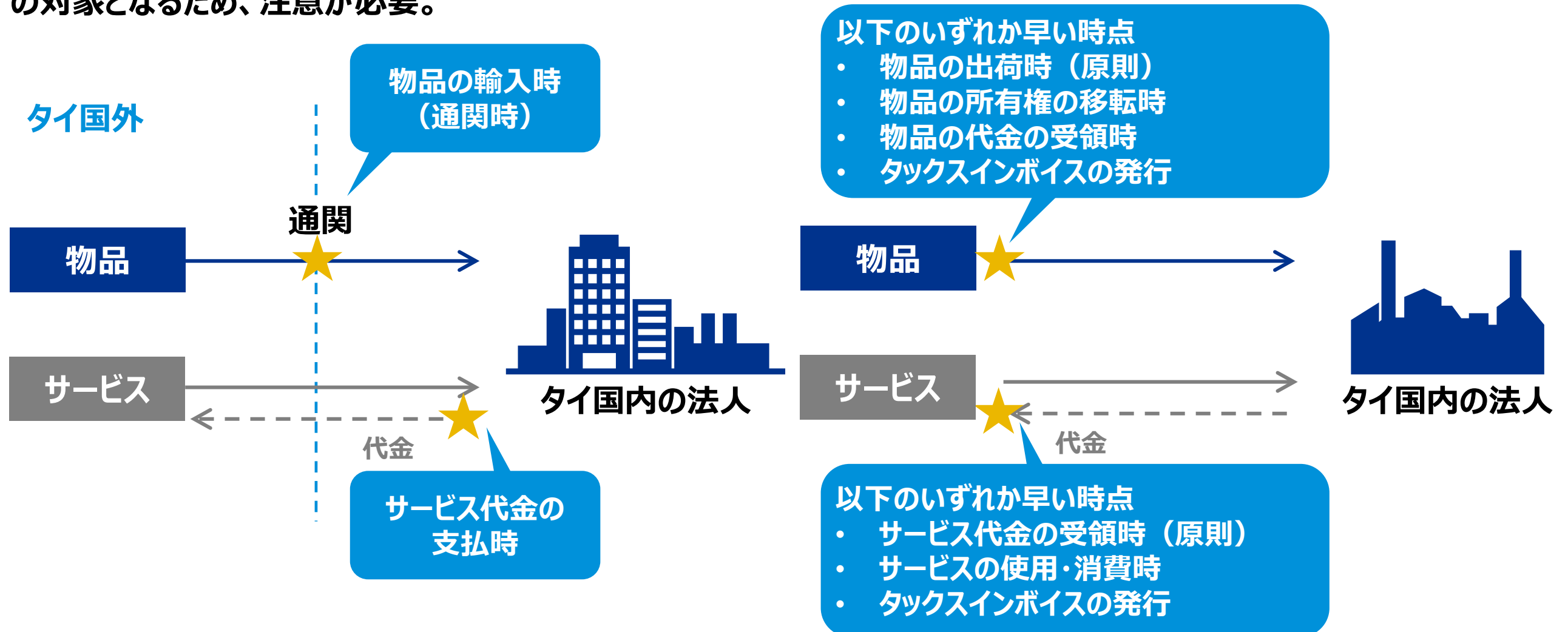
タックスインボイスには以下の項目が記載されていなければならない。記載に不備があった場合には、購入先で仕入VATの控除が認められなくなる可能性があるため、注意が必要。（歳入法 86/4条、86/6条）

タックスインボイス の記載項目	1. Tax Invoiceという記載 2. 発行者の名称、住所および納税者番号 3. 商品・サービスの購買者の名称、住所、事業所（本店/支店）及び納税者番号 4. Tax Invoiceの番号（あれば冊番も） 5. 商品・サービスの名称、種類、区分、数量および価格 6. VATの金額（商品・サービスの本体価格と分けて記載） 7. Tax Invoiceの発行日付 8. 歳入局長が定めるその他の事項（支店から発行する場合はその旨を記載するなど）
備考	・ タックスインボイスはタイバーツでの記載が求められ、外貨取引の場合、その外貨額とタイバーツへ換算した金額の記載が求められる ・ 小売業の場合には、上記の記載要件の一部が省略される

4. タックスインボイス

② タックスインボイスの発行のタイミング

タックスインボイスは、以下の「課税点」が生じた月に発行されなければならない。発行が遅れた場合には、ペナルティの対象となるため、注意が必要。

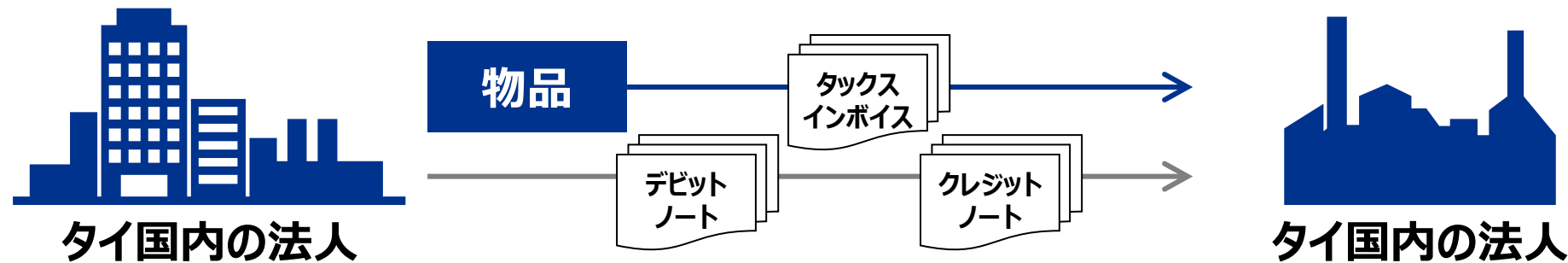


4. タックスインボイス

③ タックスインボイスのデビットノート・クレジットノートの発行要件

タックスインボイスのデビットノート・クレジットノートを発行してVATを増額・減額する場合には、以下の発行要件を満たす場合に限られる。要件を満たさずに発行した場合には、ペナルティの対象となるため、注意が必要。

(歳入法 82/9条、82/10条、歳入局長通知No.82、歳入局通達No.Paw.80/2542)



販売価格の増額（デビットノート）

当初合意した販売数量よりも多くの数量を販売した場合

当初合意したサービス内容よりも多くのサービスを提供した場合

計算ミスにより請求不足があった場合

販売価格の減額（クレジットノート）

販売された物品やサービスが当初合意した条件と異なる場合

物品の瑕疵やサービスの不足により返品・返金された場合

計算ミスにより過大請求があった場合

その他歳入局長が定める事由（法的な補償要求など）

5. 付加価値税の還付

VATは毎月申告・納付が必要であるが、その月の仕入VATが売上VATを上回る場合には、その上回る仕入VATについて①還付もしくは②翌月以降に繰り越して翌月以降の売上VATと相殺する方法を選択できる。なお、VATの還付申請を行った場合には、基本的に税務調査が実施される。

売上VAT < 仕入VAT

① 還付請求（還付申請期限：申告期限から3年間）

- 税務調査が実施され、税務調査完了後に還付
- 税務調査ではVATに限らず、法人税などの他の税目も調査対象となることが多い
- 将来的にVATの納税が見込まれる場合、かつ、キャッシュフローに余裕がある場合には、②の残高繰越を選択すべき
- 輸出の割合が高く、毎月還付が発生する場合には、次頁の優良輸出企業等の申請を要検討

② 残高繰越（繰越期限：なし）

- 翌月以降の納税額（売上VAT）と相殺可
- この場合には、税務調査は実施されないが、将来的にVATの納税が見込まれるか見極める必要あり
- 繰越を選択した場合でも、発生月から3年以内であれば、還付請求することもできる

6. 税務調査なしに還付を受け取る方法

VATの還付を申請した場合には、基本的に税務調査が実施されるが、歳入局より以下の優良輸出企業または登録輸出企業の認定を受けた場合には、税務調査無しに自動的にVATの還付を受け取ることができる。ただし、優良輸出企業等の申請時、並びに更新時（2年毎）に税務調査が実施されることになる。

	優良輸出企業	登録輸出企業
恩典内容	1. 税務調査無しに各月のVATの申告期限から45日以内に還付がされる 2. VATの申告をオンラインで行う場合、各月のVATの申告期限から15日以内に還付が実施される	1. 税務調査無しに各月のVATの申告期限から60日以内に還付が実施される。 2. VATの申告をオンラインで行う場合、各月のVATの申告期限から30日以内に還付が実施される。
申請要件	1. タイの法人でVATの登録事業者であること 2. 払込資本金が1千万バーツ以上であること 3. 直近12ヶ月の製品の輸出割合が70%以上であること（もしくは50%以上かつ関税局のゴールドカード保有者であること） 4. 不動産の所有権を有し、事業を安定的・継続的に営んでいること 5. 直近の貸借対照表が債務超過になっていないこと 6. 良好な納税履歴があり、過去に租税回避行為を行っていないこと 7. 商工会やプライベート機関・組織・団体（例：Federation of Thai Industries, Thai Chamber of Commerce）のメンバーであること	1. タイの法人、パートナーシップ又は個人でVATの登録事業者であること 2. 直近12ヶ月の製品の輸出割合が50%以上であること 3. 不動産の所有権を有し、事業を安定的・継続的に営んでいること 4. 直近の貸借対照表が債務超過になっていないこと 5. 良好な納税履歴があり、過去に租税回避行為を行っていないこと 6. 商工会やプライベート機関・組織・団体（例：Federation of Thai Industries, Thai Chamber of Commerce）のメンバーであること



源泉税の基礎

金澤 学

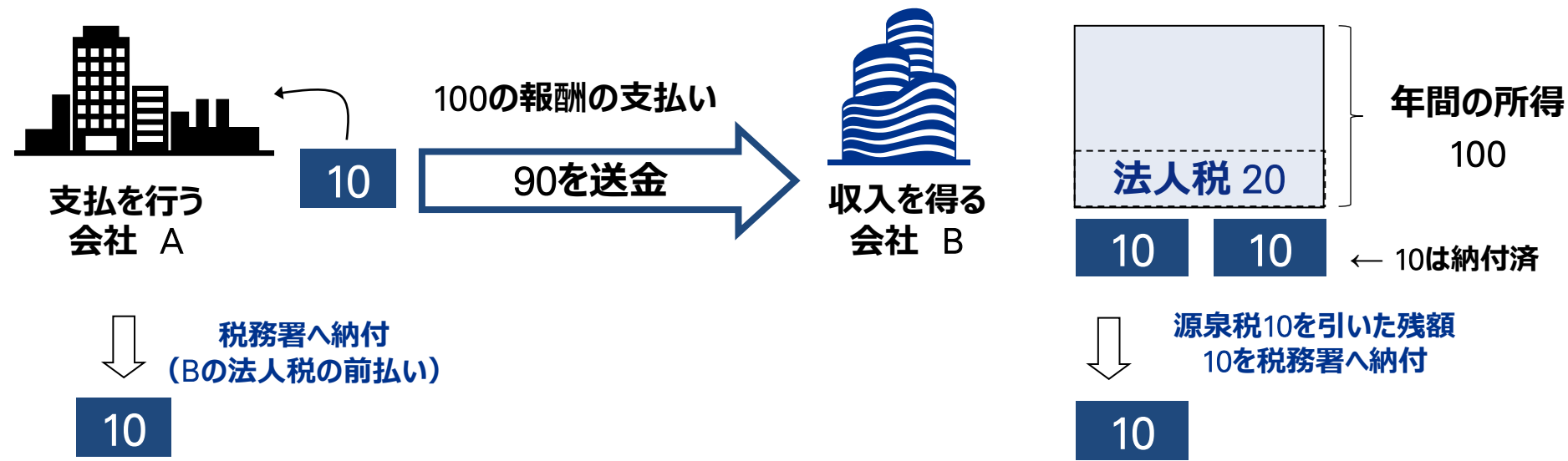
Associate Director, Tax

源泉税の基礎

- 1 源泉税の仕組み
- 2 タイ国内取引にかかる源泉税
- 3 源泉税の還付問題
- 4 日本法人との取引にかかる源泉税

1. 源泉税の仕組み

源泉徴収制度は、所得が発生したタイミングで納税を要求する個人所得税や法人税の前払いシステム



- 政府にとって、より確実かつ安定的に税収を確保することを可能にするシステム
- 非居住者（国外の個人・法人）への一定の取引にかかる支払も課税対象
- 所得の支払者が徴収・納税義務を負う（義務を怠った場合には、徴収すべきであった税額に対して月1.5%の延滞税が課される）

2. タイ国内にかかる源泉税

(1) タイ国内の法人への支払い

根拠条文等		支払の内容	税率
タイ歳入法	Departmental Regulations No. Taw. Paw. 4/2528		
—	Clause 3	特定一次製品の売却代金	0.75%
第40条 (2)	Clause 3/1	仲介手数料・コミッション等	3%(*1)
第40条 (3)	Clause 3/2	ロイヤリティ	3%(*1)
第40条 (4)(a)	Clause 4	利子	1%
第48条 (4)(b)	Clause 5	配当金 25%以上の議決権株式を保有する株主への配当 (持合いの場合を除く)	免税 (0%)
		上記以外の配当	10%
第40条 (5)(a)	Clause 6	資産のリース料	船舶 1% 船舶以外 5%
第40条 (6)	Clause 7	専門職サービス料	3%(*1)
第40条 (7)(8)	Clause 8/12	請負業務代金	3%/5% (*1)

(*1) 2021年12月末までのe-Filingシステムによる納税については、2%に減免。

2. タイ国内にかかる源泉税

(1) タイ国内の法人への支払い

根拠条文等		支払の内容	税率
タイ歳入法	Departmental Regulations No. Taw. Paw. 4/2528		
第40条 (8)	Clause 9	コンテスト等の賞金	5%
—	Clause 10	広告料	2%
—	Clause 11	水産物の売却代金	1%
第48条 (8)	Clause 12/1	その他のサービス料 (ホテル・レストラン・生命保険料除く)	3%
—	Clause 12/2	販売奨励目的の報酬・ディスカウント・その他の便益	3%
—	Clause 12/3	生命保険以外の保険料	1%
—	Clause 12/4	国内運送料 (公共の輸送を除く)	1%

2. タイ国内にかかる源泉税

(2) タイ国内の個人への支払い

根拠条文等		支払の内容	税率
タイ歳入法	Departmental Regulations No.Taw.Paw.4/2528		
第40条(1), 第50条(1)	—	給与賃金、退職金	0-35%累進税率
第40条(2), 第50条(1)	—	役員報酬	0-35%累進税率
第40条(4), 第50条(2)	—	配当金	10%
第40条(6), 第50条(4)	—	政府機関が支払うレンタル料・専門職サービス料、請負代金等	1%
第40条(8), 第50条(5)	—	不動産の売却代金	0-35%累進税率 (一定の計算方法による)
第40条(5)	Clause 6	資産のリース料	船舶 1% 船舶以外 5%
第40条(6)	Clause 7	専門職サービス料	3%
第40条(7)(8)	Clause 8	請負業務代金	3%

2. タイ国内にかかる源泉税

(2) タイ国内の個人への支払い

根拠条文等		支払の内容	税率
タイ歳入法	Departmental Regulations No.Taw.Paw.4/2528		
第40条(8)	Clause 9	コンテスト等の賞金	5%
—	—	芸能人	5%
—	Clause 10	広告料	2%
—	Clause 11	水産物の売却代金	1%
第40条(8)	Clause 12/1	その他のサービス料 (ホテル・レストラン・生命保険を除く)	3%
—	Clause 12/2	販売奨励目的の報酬・ディスカウント その他の便益	3%
—	Clause 12/4	輸送サービス料	1%

3. 源泉税の還付問題

タイでは、サービス料・請負報酬・リース料などに源泉税が課されるため、会社の主たる事業が源泉税の対象となる場合、毎年源泉税の還付請求を行わなければならない

【年間売上1000、年間費用900の建設業のケース】

売上	1000
費用	<u>900</u>
利益（課税所得）	100
法人税年税額（20%）	20
源泉税既納付額	<u>(30)</u>
確定還付額	(10)

- 請負報酬には3%の源泉徴収がされるため、顧客により30の源泉徴収課税済み
- 利益率10%の会社は、還付請求が必要になる
- 還付請求時は必ず税務調査が行われる

【年間売上1000、年間費用850の建設業のケース】

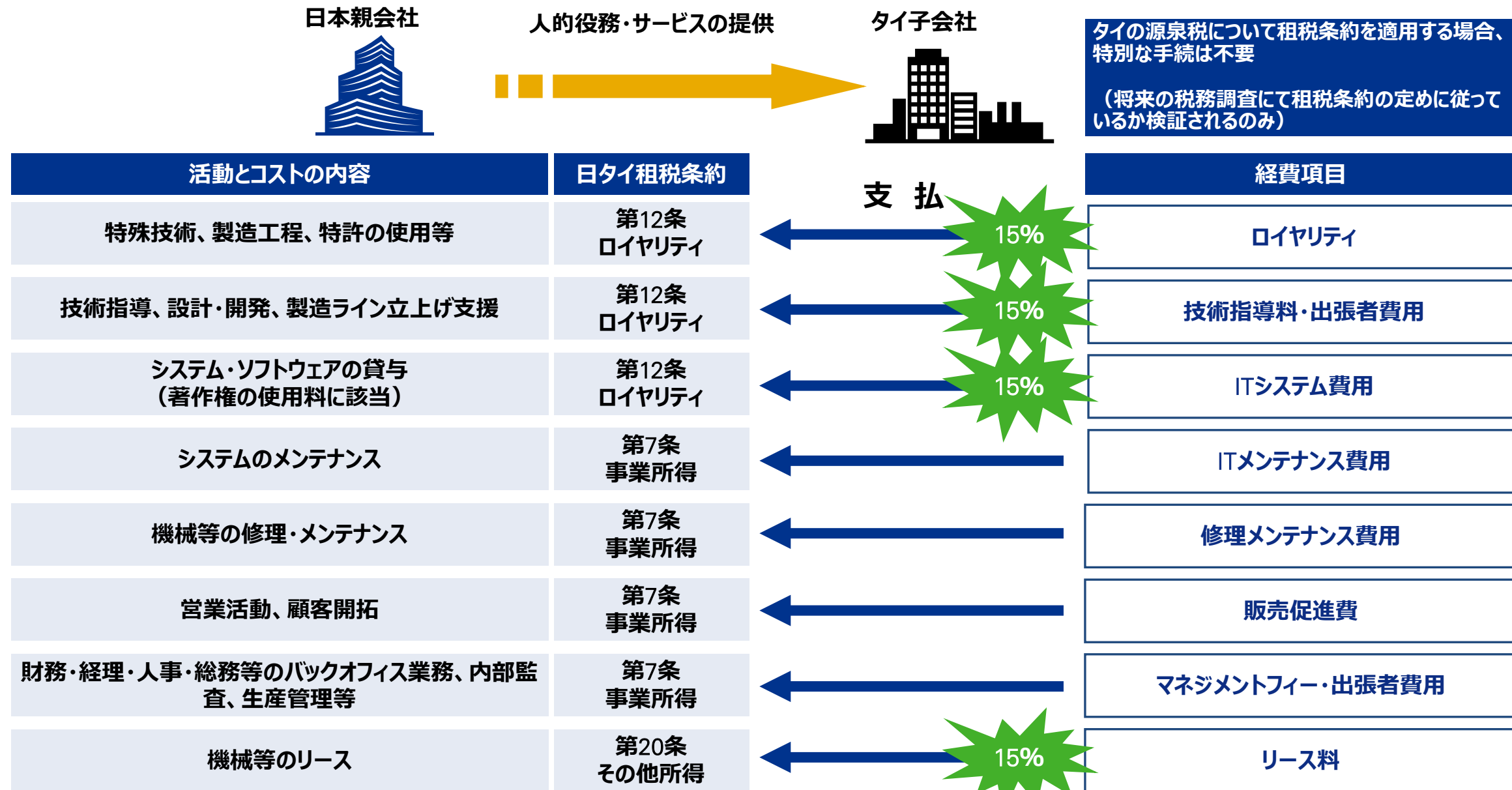
売上	1000
費用	<u>850</u>
利益（課税所得）	150
法人税年税額（20%）	30
源泉税既納付額	<u>(30)</u>
確定納付額	0

- 請負業の場合、還付請求＝税務調査を回避するためには、現行の源泉税率3%、法人税率20%が適用される限り、15%以上の利益率を確保しなければならない

4. 日本法人との取引にかかる源泉税

所得の種類	内 容	日本法人への支払い				
		タイ国内法		日タイ租税条約		結 論
配当所得	利益の配当	歳入法40条(4)(b) 歳入法50条(2)(e)	10%	第10条	15% / 20%	10%
	支店からの利益送金	歳入法70条の2 所得税率表(2)(d)	10%	議定書5条	所得源泉地（タイ） での課税を認める	10%
	減資のうち利益剰余金と法定準備金相当額	歳入法40条(4)(d) 歳入法50条(2)(a)	15%	第10条	15% / 20%	15%
	解散時剰余金の分配	歳入法40条(4)(f) 歳入法50条(2)(a)	15%	第10条	15% / 20%	15%
利子所得	利子（金融機関等への支払を除く）	歳入法40条(4)(a) 歳入法50条(2)(a)	15%	第11条	25%	15%
ロイヤリティ	ロイヤリティ（知的財産権の使用料等）	歳入法40条(3) 歳入法50条(2)(a)	15%	第12条	15%	15%
	技術指導料 – ノウハウの移転を伴う – ノウハウの移転を伴わない	歳入法40条(2) 歳入法50条(1)	15%	第7条	PEなければ 課税なし	PEなければ 課税なし
その他所得	人的役務提供サービス	歳入法40条(2) 歳入法50条(1)	15%	第7条	PEなければ 課税なし	PEなければ 課税なし
	請負報酬 – タイにPEがない外国法人への支払 – タイにPEがある外国法人への支払	歳入法40条(7),(8) 歳入局規則No.Taw. Paw.4/2528 8項,12項	5% 3%	第7条	PEなければ 課税なし	PEなければ 課税なし 3%
	資産のレンタル料/リース料	歳入法40条(5)(a) 歳入法50条(3)	15%	第7条第8項 第20条	所得源泉地（タイ） での課税を認める	15%
	株式譲渡所得	株式その他資産の売却益	歳入法40条(4)(g) 歳入法50条(2)(a)	15%	第13条	所得源泉地（タイ） での課税を認める

4. 日本法人との取引にかかる源泉税



今後のウェブセミナーのご案内

次回

2021年10月15日（金）

**タイ時間14:00 – 15:30
（日本時間16:00 – 17:30）**

タイの会計・税務・法律の
基礎講座 ～第1回～

- 外国人事業法
- 付加価値税
- 源泉税

2021年11月19日（金）

**タイ時間14:00 – 15:45
（日本時間16:00 – 17:45）**

タイの会計・税務・法律の
基礎講座 ～第2回～

- タイ会計基準
- 会社法
- 関税
- 個人所得税

2022年1月21日（金）

**タイ時間14:00 – 15:45
（日本時間16:00 – 17:45）**

タイの会計・税務・法律の
基礎講座 ～第3回～

- 法人税
- 移転価格税制

【次回セミナー予告】

KPMG Monthly Special Academy ～タイの会計税務法律の基礎講座(第2回目)～

11月19日(金) 14:00 – 15:45 (タイ時間)

時 間	項 目	講 師
14:00 – 14:05	ご挨拶	宮田
14:05 – 14:25	タイの会計の基礎	中島
14:25 – 14:55	会社法の基礎	宮田
14:55 – 15:00	<休憩>	
15:00 – 15:20	関税の基礎	金澤
15:20 – 15:40	個人所得税の基礎	伊藤
15:40 – 15:45	まとめ	三浦

本日のセミナーにご参加頂きありがとうございました。



お問い合わせ先



三浦一郎
COO/パートナー
(監査)

imiura@kpmg.co.th
+66 2 677 2119



宮田一宏
パートナー
(監査)

kazuhiro@kpmg.co.th
+66 2 677 2126



柴田智似
パートナー
(税務)

tshibata1@kpmg.co.th
+66 2 677 2563



横山大介
ディレクター
(アドバイザー)

dyokoyama@kpmg.co.th
+66 2 677 2726



金澤学
アソシエイトディレクター
(税務)

mkanazawa1@kpmg.co.th
+66 2 677 2386